㊭

委員会提出第４号議案

大田区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を地方自治法第 109 条第６項及び第７項並びに大田区議会会議規則第 13 条第２項の規定により提出する。

令和３年５月26日

大田区議会議長　塩野目　正　樹　様

提　出　者

議会運営委員長　　伊佐治　　　剛

大田区議会会議規則の一部を改正する規則

大田区議会会議規則(昭和 31 年 10 月３日議決)の一部を次のように改正する。

第 92 条第１項中「用い」を「用いて、」に、「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印を」に改め、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「請願を」を「前２項の請願を」に、「記名押印」を「記名押印を」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　請願者が法人の場合の請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、その代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

付　則

この規則は、令和３年６月４日から施行する。

（提案理由）

請願書の記載事項等を改めるため、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。

<<<新旧対照表>>>

○大田区議会会議規則

新	旧
大田区議会会議規則 昭和31年10月３日 区議会議決	大田区議会会議規則 昭和31年10月３日 区議会議決
第１条から第91条まで（略）	第１条から第91条まで（略）
（請願書の記載事項等） 第92条　請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。	（請願書の記載事項等） 第92条　請願書には、邦文を用い請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し押印しなければならない。
２　請願者が法人の場合の請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、その代表者が署名又は記名押印をしなければならない。	
３　前２項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。	２　請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
４　請願書の提出は平穏になされなければならない。	３　請願書の提出は平穏になされなければならない。
第93条から第133条まで（略）	第93条から第133条まで（略）
付　則 この規則は、令和３年６月４日から施行する。	